

◎特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（条例第17号）

- 1 知事及び副知事の平成24年4月から平成25年3月までの間に支給されるべき給料を減額することとした。（附則第31項関係）
- 2 施行期日
この条例は、平成24年4月1日から施行することとした。（附則関係）

◎特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（条例第18号）

- 1 月額報酬を受ける特別職の職員の報酬について、月の初日から末日までの期間の全日数にわたって勤務しなかった場合には、その月の報酬を支給しないこととした。（第5条関係）
- 2 海区漁業調整委員会の委員及び内水面漁場管理委員会の委員の報酬の額及び支給方法を改めることとした。（第5条、別表第1関係）
- 3 施行期日
この条例は、平成24年4月1日から施行することとした。（附則関係）

◎岩手県職員定数条例の一部を改正する条例（条例第19号）

- 1 知事の事務部局及び教育委員会の事務部局における職員定数を増加することとした。（第2条関係）
- 2 施行期日
この条例は、平成24年4月1日から施行することとした。（附則関係）

◎一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（条例第20号）

- 1 管理又は監督の地位にある職員の平成24年4月から平成25年3月までの間に支給されるべき給料の特別調整額を減額することとした。（附則第25項関係）
- 2 施行期日
この条例は、平成24年4月1日から施行することとした。（附則関係）

◎市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例（条例第21号）

- 1 管理又は監督の地位にある職員の平成24年4月から平成25年3月までの間に支給されるべき管理職手当を減額することとした。（附則第27項関係）
- 2 施行期日
この条例は、平成24年4月1日から施行することとした。（附則関係）

◎一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例（条例第22号）

- 1 公害防止等業務手当の支給対象業務の範囲を拡大することとした。（第8条の3関係）
- 2 その他所要の整備をすることとした。（第5条の2関係）
- 3 施行期日
この条例は、平成24年4月1日から施行することとした。ただし、1は、同年6月1日から施行することとした。（附則関係）

◎岩手県手数料条例の一部を改正する条例（条例第23号）

- 1 介護保険法の一部改正に伴い、所要の整備をすることとした。（別表第4関係）
- 2 職業能力開発促進法施行令の一部改正に伴い、所要の整備をすることとした。（別表第5関係）
- 3 次に掲げる手数料を徴収することとした。（別表第6関係）
 - (1) 動物用医薬品配置販売従事者身分証明書交付手数料
 - (2) 動物用医薬品配置販売従事者身分証明書書換え交付手数料
 - (3) 動物用医薬品配置販売従事者身分証明書再交付手数料
- 4 その他所要の整備をすることとした。（別表第5、別表第6関係）
- 5 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとした。ただし、1は、平成24年4月1日から施行することとした。（附則関係）

◎認定こども園の認定の基準を定める条例の一部を改正する条例（条例第24号）

1 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部改正に伴い、題名を「認定こども園の認定の要件を定める条例」に改める等所要の整備をすることとした。(題名、第1条、第9条関係)

2 施行期日

この条例は、平成24年4月1日から施行することとした。(附則関係)

◎岩手県県税条例の一部を改正する条例(条例第25号)

1 県民税

個人の県民税の税率の特例措置を講ずることとした。(附則第9条の2関係)

2 自動車税

社会福祉事業等の用に供する自動車に対する自動車税の課税免除の範囲を改めることとした。(第103条の6関係)

3 その他所要の整備をすることとした。(第103条の6関係)

4 施行期日等

(1) この条例は、公布の日から施行することとした。ただし、2及び4(2)は、平成24年4月1日から施行することとした。

(附則第1条関係)

(2) 所要の経過措置を講ずることとした。(附則第2条関係)

(3) いわての森林づくり県民税条例の一部を改正することとした。(附則第3条関係)

◎特定非営利活動法人に係る県税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例(条例第26号)

1 障害児通所支援事業等のうち、児童発達支援、医療型児童発達支援及び放課後等デイサービスの用に供する自動車に対して課する自動車取得税及び自動車税を免除することとした。(第4条、第5条関係)

2 その他所要の整備をすることとした。(第4条、第5条関係)

3 施行期日等

(1) この条例は、平成24年4月1日から施行することとした。(附則第1項関係)

(2) 所要の経過措置を講ずることとした。(附則第2項関係)

◎岩手県の事務を市町村が処理することとする事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例(条例第27号)

1 学校教育法の一部改正に伴い、所要の整備をすることとした。(別表第2関係)

2 地方自治法第9条の5第1項の新たに生じた土地の届出の受理等に係る事務を、新たに住田町が処理することし、及び同法の一部改正に伴い、所要の整備をすることとした。(別表第2関係)

3 墓地、埋葬等に関する法律の一部改正に伴い、所要の整備をすることとした。(別表第2関係)

4 身体障害者福祉法の一部改正に伴い、所要の整備をすることとした。(別表第2関係)

5 毒物及び劇物取締法の一部改正に伴い、所要の整備をすることとした。(別表第2関係)

6 農地法の一部改正に伴い、所要の整備をすることとした。(別表第2関係)

7 ガス事業法の一部改正に伴い、所要の整備をすることとした。(別表第2関係)

8 土地区画整理法の一部改正に伴い、所要の整備をすることとした。(別表第2関係)

9 駐車場法の一部改正に伴い、所要の整備をすることとした。(別表第2関係)

10 工場立地法の一部改正に伴い、所要の整備をすることとした。(別表第2関係)

11 知的障害者福祉法の一部改正に伴い、所要の整備をすることとした。(別表第2関係)

12 電気用品安全法の一部改正に伴い、所要の整備をすることとした。(別表第2関係)

13 家庭用品品質表示法の一部改正に伴い、所要の整備をすることとした。(別表第2関係)

14 流通業務市街地の整備に関する法律の一部改正に伴い、所要の整備をすることとした。(別表第2関係)

15 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律の一部改正に伴い、所要の整備をすることとした。(別表第2関係)

16 騒音規制法の一部改正に伴い、所要の整備をすることとした。(別表第2関係)

17 都市計画法第29条第1項及び第2項の開発行為の許可等に係る事務を、新たに奥州市が処理することとし、及び同法の一部

改正に伴い所要の整備をすることとした。(別表第2関係)

- 18 水質汚濁防止法の一部改正に伴い、所要の整備をすることとした。(別表第2関係)
- 19 児童手当法第17条第1項の規定により読み替えて適用する同法第7条第1項の受給資格及び額の認定等に係る事務を、新たに山田町等2町が処理することとした。(別表第2関係)
- 20 悪臭防止法の一部改正に伴い、所要の整備をすることとした。(別表第2関係)
- 21 公有地の拡大の推進に関する法律の一部改正に伴い、所要の整備をすることとした。(別表第2関係)
- 22 消費生活用製品安全法の一部改正に伴い、所要の整備をすることとした。(別表第2関係)
- 23 中小小売商業振興法の一部改正に伴い、所要の整備をすることとした。(別表第2関係)
- 24 工場立地の調査等に関する法律の一部を改正する法律の一部改正に伴い、所要の整備をすることとした。(別表第2関係)
- 25 振動規制法の一部改正に伴い、所要の整備をすることとした。(別表第2関係)
- 26 特定非営利活動促進法の一部改正に伴い、所要の整備をすることとした。(別表第2関係)
- 27 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第26条の解体工事業者登録簿の閲覧に係る事務を、新たに金ヶ崎町が処理することとした。(別表第2関係)
- 28 高齢者の居住の安定確保に関する法律の一部改正に伴い、所要の整備をすることとした。(別表第2関係)
- 29 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第9条第1項のアナグマ等の捕獲等の許可等に係る事務を、新たに平泉町が処理することとした。(別表第2関係)
- 30 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部改正に伴い、所要の整備をすることとした。(別表第2関係)
- 31 公職選挙法施行令第59条の2第1号の両下肢等の障害の程度の証明に関する事務を、新たに金ヶ崎町が処理することとした。(別表第2関係)
- 32 都市計画法施行規則第37条の開発登録簿の閉鎖等に係る事務を、新たに奥州市が処理することとした。(別表第2関係)
- 33 児童手当法施行規則第12条第1項の規定により読み替えて適用する同規則第4条第1項の現況の届出の受理等に係る事務を、新たに山田町等2町が処理することとするとともに、併せて所要の整備をすることとした。(別表第2関係)
- 34 市町村立学校職員の給与等に関する条例に基づく単身赴任手当及び寒冷地手当の支給に関する事務を、新たに山田町等2町が処理することとした。(別表第2関係)
- 35 県民の健康で快適な生活を確保するための環境の保全に関する条例第33条第1項の地域の指定等に係る事務を、新たに久慈市等5市が処理することとした。(別表第2関係)
- 36 薬事法の一部改正に伴い、所要の整備をすることとした。(別表第2関係)
- 37 水質汚濁防止法の一部改正に伴い、所要の整備をすることとした。(別表第2関係)
- 38 水道法の一部改正に伴い、所要の整備をすることとした。(別表第2関係)
- 39 母子保健法の一部改正に伴い、所要の整備をすることとした。(別表第2関係)
- 40 その他所要の整備をすることとした。(別表第2関係)
- 41 施行期日等

(1) この条例は、平成24年4月1日から施行することとした。ただし、36(表2の項の改正部分に限る。)及び37は、同年6月1日から、36(表2の項の改正部分を除く。)、38及び39は、平成25年4月1日から施行することとした。(附則第1項関係)

(2) 所要の経過措置を講ずることとした。(附則第2項関係)

◎特定非営利活動法人の設立の手續等に関する条例の一部を改正する条例(条例第28号)

- 1 題名を「特定非営利活動法人等の設立の手續等に関する条例」に改めることとした。(題名関係)
- 2 申請書類の補正をすることができる軽微な事項等について定めることとした。(第2条関係)
- 3 社員総会の議事録の作成について定めることとした。(第2条の2関係)
- 4 定款の変更の認証申請について定めることとした。(第2条の3関係)

- 5 定款の変更の届出について定めることとした。(第2条の4関係)
- 6 書類の謄写について定めることとした。(第4条関係)
- 7 認定の申請について定めることとした。(第6条関係)
- 8 認定の有効期間の更新申請について定めることとした。(第7条関係)
- 9 その他の事務所が所在する法人の定款の変更の届出について定めることとした。(第8条関係)
- 10 役員報酬規程等の提出について定めることとした。(第9条関係)
- 11 助成金支給書類等の提出について定めることとした。(第10条関係)
- 12 役員報酬規程等の閲覧及び謄写について定めることとした。(第11条関係)
- 13 仮認定の申請について定めることとした。(第12条関係)
- 14 認定特定非営利活動法人に関する規定の準用について定めることとした。(第13条関係)
- 15 外国人登録法の廃止に伴い、所要の整備をすることとした。(第2条関係)
- 16 その他所要の整備をすることとした。(第1条、第3条、第5条、第14条、第15条関係)
- 17 施行期日等

(1) この条例は、平成24年4月1日から施行することとした。ただし、15は同年7月9日から施行することとした。(附則第1項関係)

(2) 所要の経過措置を講ずることとした。(附則第2項関係)

◎浄化槽法施行条例の一部を改正する条例(条例第29号)

- 1 民法の一部改正に伴い、所要の整備をすることとした。(第5条関係)
- 2 施行期日

この条例は、平成24年4月1日から施行することとした。(附則関係)

◎化製場等に関する法律施行条例の一部を改正する条例(条例第30号)

- 1 都市公園等整備緊急措置法の廃止に伴い、所要の整備をすることとした。(第3条関係)
- 2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとした。(附則関係)

◎消費者行政活性化基金条例の一部を改正する条例(条例第31号)

- 1 消費者行政活性化基金条例の有効期限を平成25年12月31日まで延期することとした。(附則第2項関係)
- 2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとした。(附則関係)

◎社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金条例の一部を改正する条例(条例第32号)

- 1 社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金条例の有効期限を平成25年6月30日まで延期することとした。(附則第2項関係)
- 2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとした。(附則関係)

◎看護職員修学資金貸付条例の一部を改正する条例(条例第33号)

- 1 児童福祉法及び介護保険法の一部改正に伴い、所要の整備をすることとした。(第2条関係)
- 2 施行期日

この条例は、平成24年4月1日から施行することとした。(附則関係)

◎理学療法士及び作業療法士修学資金貸付条例の一部を改正する条例(条例第34号)

- 1 介護保険法の一部改正に伴い、所要の整備をすることとした。(第2条関係)
- 2 施行期日

この条例は、平成24年4月1日から施行することとした。(附則関係)

◎介護業務従事者処遇改善等臨時特例基金条例の一部を改正する条例(条例第35号)

1 介護業務従事者処遇改善等臨時特例基金条例の有効期限を平成25年12月31日まで延期することとした。(附則第2項関係)

2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとした。(附則関係)

◎療育センター条例及び社会福祉士及び介護福祉士修学資金貸付条例の一部を改正する条例(条例第36号)

1 次に掲げる条例について、児童福祉法の一部改正に伴い所要の整備をすることとした。

(1) 療育センター条例(第1条関係)

(2) 社会福祉士及び介護福祉士修学資金貸付条例(第2条関係)

2 施行期日

この条例は、平成24年4月1日から施行することとした。(附則関係)

◎福祉交流施設条例の一部を改正する条例(条例第37号)

1 福祉交流施設の施設から第3研修室を除くこととした。(別表第1、別表第2関係)

2 施行期日

この条例は、平成24年4月1日から施行することとした。(附則関係)

◎岩手県障害者介護給付費等不服審査会条例の一部を改正する条例(条例第38号)

1 岩手県障害者介護給付費等不服審査会の委員及び合議体を構成する委員の定数を増員することとした。(第2条関係)

2 児童福祉法の一部改正に伴い、所要の整備をすることとした。(第1条、第2条、第3条関係)

3 障害者自立支援法の一部改正に伴い、所要の整備をすることとした。(第3条関係)

4 施行期日

この条例は、平成24年4月1日から施行することとした。(附則関係)

◎産業文化センター条例の一部を改正する条例(条例第39号)

1 産業文化センターの附属の設備の特別利用料金の上限額について定めるとともに、併せて所要の整備をすることとした。(別表第2、別表第3、別表第4関係)

2 施行期日

この条例は、平成24年4月1日から施行することとした。(附則関係)

◎緊急雇用創出事業臨時特例基金条例の一部を改正する条例(条例第40号)

1 緊急雇用創出事業臨時特例基金条例の有効期限を平成29年3月31日まで延期することとした。(附則第2項関係)

2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとした。(附則関係)

◎岩手県土地改良事業分担金徴収条例の一部を改正する条例(条例第41号)

1 農村災害対策整備事業に係る分担金を徴収することとした。(別表関係)

2 施行期日

この条例は、平成24年4月1日から施行することとした。(附則関係)

◎家畜保健衛生所使用料等条例の一部を改正する条例(条例第42号)

1 家畜保健衛生所の手数料の額を改定することとした。(第2条関係)

2 その他所要の整備をすることとした。(第2条関係)

3 施行期日

この条例は、平成24年4月1日から施行することとした。(附則関係)

◎道路法等の適用を受けない公共用財産の使用等に関する条例の一部を改正する条例(条例第43号)

1 道路法等の適用を受けない公共用財産の使用料の額を改定することとした。(別表関係)

2 施行期日

この条例は、平成24年4月1日から施行することとした。(附則関係)

◎道路占用料徴収条例の一部を改正する条例（条例第44号）

- 1 道路の占用料の額を改定することとした。（別表関係）
 - （1）道路の占用料の単価を改めることとした。
 - （2）物件として道路法施行令第7条第10号に掲げる器具を加えることとした。
- 2 その他所要の整備をすることとした。（別表関係）
- 3 施行期日
この条例は、平成24年4月1日から施行することとした。

◎風致地区内の建築等の規制に関する条例の一部を改正する条例（条例第45号）

- 1 風致地区内における建築等の規制に係る条例の制定に関する基準を定める政令の一部改正に伴い、所要の改正をすることとした。（第3条関係）
- 2 施行期日
この条例は、平成24年4月1日から施行することとした。（附則関係）

◎屋外広告物条例の一部を改正する条例（条例第46号）

- 1 民法及び屋外広告物法の一部改正に伴い、所要の整備をすることとした。（第18条、第20条関係）
- 2 施行期日
この条例は、平成24年4月1日から施行することとした。（附則関係）

◎花巻空港管理条例の一部を改正する条例（条例第47号）

- 1 空港の占用料の額を減額する等所要の改正をすることとした。（別表第2関係）
- 2 施行期日
この条例は、平成24年4月1日から施行することとした。（附則関係）

◎県立病院等事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例（条例第48号）

- 1 岩手県立磐井病院附属花巻地域診療センターを設置することとした。（別表関係）
- 2 施行期日
この条例は、規則で定める日から施行することとした。（附則関係）

◎電気事業及び工業用水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例（条例第49号）

- 1 第一北上中部工業用水道の1日最大給水量を38,600立方メートルから37,293立方メートルに、第二北上中部工業用水道の1日最大給水量を48,360立方メートルから17,205立方メートルに減少することとした。（第2条関係）
- 2 施行期日
この条例は、平成24年5月1日から施行することとした。（附則関係）

◎博物館条例等の一部を改正する条例（条例第50号）

- 1 図書館法及び博物館法の一部改正に伴い、次に掲げる条例に規定する岩手県立博物館協議会、岩手県立美術館協議会及び岩手県立図書館協議会の委員の任命の基準を定めることとした。（第1条、第2条、第3条関係）
 - （1）博物館条例
 - （2）美術館条例
 - （3）図書館条例
- 2 施行期日
この条例は、平成24年4月1日から施行することとした。（附則関係）

◎岩手県公安委員会の管理に属する事務手数料条例の一部を改正する条例（条例第51号）

- 1 運転経歴証明書の再交付について手数料を新たに徴収することとした。（別表第7関係）
- 2 道路交通法施行令の一部改正に伴い、次に掲げる手数料の区分を設けることとした。（別表第7関係）
 - （1）特定失効者特定第一種又は第二種免許試験手数料

- (2) 特定失効者大型第二種、中型第二種又は普通第二種免許試験手数料
- 3 道路交通法施行令の一部改正に伴い、次に掲げる手数料の額を減額することとした。(別表第7関係)
- (1) 技能試験免除者大型又は中型免許試験手数料
 - (2) 特定失効者大型又は中型免許試験手数料
 - (3) 大型又は中型免許試験手数料
 - (4) 技能試験免除者第一種普通免許試験手数料
 - (5) 特定失効者第一種普通免許試験手数料
 - (6) 第一種普通免許試験手数料
 - (7) 技能試験等免除者特定第一種又は第二種免許試験手数料
 - (8) 特定失効者小型特殊又は原付免許試験手数料
 - (9) 小型特殊又は原付免許試験手数料
 - (10) 技能試験等免除者大型第二種、中型第二種又は普通第二種免許試験手数料
 - (11) 指定自動車教習所修了者仮免許試験手数料
 - (12) 普通免許等の失効後6月を超え1年以内の者に係る仮免許試験手数料
 - (13) 仮免許試験手数料
 - (14) 大型自動車又は中型自動車検査手数料
 - (15) 普通自動車検査手数料
 - (16) 普通免許再試験手数料
 - (17) 大型又は普通二輪免許再試験手数料
 - (18) 原付免許再試験手数料
 - (19) 第一種免許又は第二種免許証交付手数料
 - (20) 仮免許証交付手数料
 - (21) 第一種又は第二種免許証再交付手数料
 - (22) 仮免許証再交付手数料
 - (23) 免許証更新手数料
 - (24) 免許証経由更新手数料
 - (25) 経由手数料
 - (26) 限定解除審査手数料
 - (27) 大型又は中型免許技能検定員審査手数料
 - (28) 普通免許技能検定員審査手数料
 - (29) 大型第二種、中型第二種又は普通第二種免許技能検定員審査手数料
 - (30) 大型又は中型免許教習指導員審査手数料
 - (31) 普通免許教習指導員審査手数料
 - (32) 特定第一種免許教習指導員審査手数料
 - (33) 大型第二種、中型第二種又は普通第二種免許教習指導員審査手数料
 - (34) 国外免許証交付手数料
 - (35) 取消処分者講習手数料
 - (36) 停止処分者講習手数料
 - (37) 大型二輪車講習手数料
 - (38) 普通二輪車講習手数料
 - (39) 指定自動車教習所職員講習手数料

- (40) 普通免許初心運転者講習手数料
- (41) 大型二輪免許初心運転者講習手数料
- (42) 普通二輪免許初心運転者講習手数料
- (43) 原付免許初心運転者講習手数料
- (44) 優良運転者更新時講習手数料
- (45) 一般運転者更新時講習手数料
- (46) 違反運転者等更新時講習手数料
- (47) 違反者講習手数料
- (48) 社会参加活動選択違反者講習手数料
- (49) 特定任意講習手数料
- (50) チャレンジ講習手数料

4 次に掲げる手数料の額を増額することとした。(別表第7関係)

- (1) 特定第一種又は第二種免許試験手数料
- (2) 大型第二種、中型第二種又は普通第二種免許試験手数料
- (3) 特定第一種免許技能検定員審査手数料
- (4) 原付免許講習手数料
- (5) 応急救護処置講習手数料
- (6) 特定任意高齢者簡易講習手数料

5 取消処分者講習の指定試験機関等を追加することとした。(別表第7関係)

6 その他所要の整備をすることとした。(別表第7関係)

7 施行期日

この条例は、平成24年4月1日から施行することとした。(附則関係)